

議案第 81 号

松阪市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例の一部改正について

松阪市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手
続に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の
手続に関する条例の一部を改正する条例

松阪市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手
続に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）」の次に「又は三重県環境影
響評価条例（平成 10 年三重県条例第 49 号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。